

国民の暮らし優先を

総務省統計局の労働力調査報告（速報・6月分）によれば、完全失業率の全国数値（岩手、宮城、福島を除く）は4.6%、前月比を0.1ポイント増となっています。

大震災・原発事故による雇用の悪化は当分続くのではないかと懸念されます。加えて米国経済の悪化が歴史的な円高を引き起こしている一因となっています。円高は、輸出依存の日本経済にとって大きな打撃です。とりわけ輸出関連企業、そこに関わる中小企業は、このままでは事業が立ちいかない状況となっています。雇用状況についてもいっそう悪化するのではないかと心配です。

国民が今日・明日の生活の心配しているなかで、政府・与党は国民の暮らしについての確な対策も取り組めず、民主党代表選挙にあたふたする騒ぎです。いい加減にしてもらいたいですね。

もしも、会社が突然解雇を（貴方に）押し付けてきたら、別枠にある10カ条を参考されたらどうでしょうか。

活躍しています労働相談

家族からも注目！

支部の労働相談窓口へは毎月、解雇、賃金未払い、パワハラなどをはじめ様々な相談が寄せられています。担当者は親身になってこれらの相談解決に奔走しております。問題がこじれた場合「労働審判」「都労委」「弁護士」などを活用しております。**北支部**では、団体交渉を繰り返して、解決に漕ぎ付けたのが2件ありました。**港支部**組合員のAさんは、外国資本が経営する企業の不当な降格・賃下げに抗議しています。支部は、Aさんとともに企業交渉中。**文京**のBさんは組合に加入して間もない。会社の一方的な給料引き下げなどの労働条件悪化に反対、組合の応援うけて交渉中です。そうしたBさんの姿を見て、「お父

さんを見直した」と家族から注目されています。

CU東京組合員 300人へ迫る



CU東京は8月末現在、296人の登録となりました。この他に新加入者の申し込みが続いており、組合員300人台への到達は目前です。この間、文京、北の支部合わせて二桁の新加入者がありました。

情勢にも現れているよう雇用情勢の悪化は、現場で働く労働者にとって身近な問題。私たちの周りにいる労働者は、組合のチラシを見て労働組合の必要を感じとっているようです。

解雇は簡単にはできません (資料・全労連hp)

男女雇用機会均等法8条、労働基準法第18条、労働組合法第7条

ば、退職金の割増も当然のことです。

労働者から仕事を奪うことは、労働者にとって死活問題です。ですから、労働者保護の立場から解雇は制限を受けます。解雇には、客観的に合理的と判断される理由が必要です。手続きも、30日前の予告または解雇予告手当の支払いが必要です。事業縮小にともなう解雇は、解雇の必要性、解雇回避の経営努力、誠意をつくした協議、対象者選定の合理性などが事業主に求められます（整理解雇4要件）。会社都合の解雇の場合、解雇理由に不当性があれば、退職金の割増も当然のことです。

- (1) はっきり「やめません」
- (2) やっぱり「やめません」
- (3) 退職強要には「無理強いはやめてください」
- (4) 人権をキズつける言動には嚴重抗議を
- (5) 無理な出向・配転には「応じられません」
- (6) 会社より自分が大変！
- (7) おだてに乗らずに謙虚に否定
- (8) 家族みんなが困ります
- (9) 最後はじっと黙ってでも頑張りましょう
- (10) 仲間と相談、CU東京にすぐ電話

首切りをはねかえす10カ条